

【令和4年第5回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和4年12月15日 総務委員長 川島 雅裕

○「議案第167号 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 改正法の逐条解説における個人の権利利益の考え方について

改正個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており、逐条解説等においては、個人の権利利益の保護が最も重要であると示されている。本条例においては、法の趣旨に基づき、個人の権利利益を保護しつつ、個人情報の有用な利活用を進めていきたいと考えている。

* 個人情報保護の重要性に関するハンドブックの作成について

本条例のハンドブック作成に当たっては、法の趣旨を踏まえて、個人情報保護の重要性等について記載し、職員に周知していきたい。

* 要配慮個人情報に係る類型表の作成について

川崎市情報公開運営審議会において、要配慮個人情報の取得が認められる事例を定めた類型表を作成している。要配慮個人情報の取得は抑制的でなければならぬと認識しているため、本条例施行後も、類型表の策定を引き続き行っていく。

* 社会情勢の変化に応じた条例改正の可能性について

社会情勢等の変化を注視し、新たな要配慮個人情報の規定の必要性が生じた場合には、川崎市情報公開運営審議会に諮った上で、条例改正を検討していきたい。

* 本人からの直接取得の考え方及び目的外利用等に係る本人への通知について

個人情報保護委員会により、個人情報の本人からの直接取得を原則とする規定及び目的外利用等に係る本人への通知を定める規定を、条例上設けるべきではないとの考えが示されており、本市としても条例に規定することは考えていない。また、本条例施行後における具体的な運用方法については現在検討中であるため、ハンドブック等への記載は、個人情報保護委員会の意見を踏まえて今後検討していく。

なお、改正法上、本人以外からの個人情報の取得は、法に定めがある場合又はあらかじめ本人からの同意を得ている場合等に限られ、また、本人には、開示請求、訂正請求及び利用停止請求が認められているため、これらの改正法の規定により、本人の自己情報コントロール権が保護されるものと考えている。

* 目的外利用及び外部提供の判断基準について

目的外利用及び外部提供の可否について、川崎市情報公開運営審議会により基準表が設けられているため、本条例施行後も、引き続き基準表の策定を行っていく。

* 川崎市情報公開運営審議会の役割について

現行制度は、要配慮個人情報の取得、本人以外からの取得、目的外利用及び

外部提供、オンライン結合を行う場合において、川崎市情報公開運営審議会への諮問を行わなければならないものとしているが、改正法は、各自治体の統一的運用を図るため、個別の事案に疑義が生じた場合には、個人情報保護委員会へ助言を求めることとされている。

本条例では、改正法の趣旨を踏まえて、当該条例の制定や改廃、地域の特性に応じた個人情報保護に関する施策を実施しようとする場合等の重要な案件に限定して、審議会への諮問を行うことができるものとしている。制度の運用に当たっては、個人情報保護委員会から明確な助言が得られない場合等において、審議会の意見を求めるなどの方法を検討していきたい。

* 目的外利用等に疑義が生じた場合の対応について

目的外利用等に疑義が生じた場合、個人情報保護委員会に判断を仰ぐこととなるが、疑義を払拭できない場合には、目的外利用等を行わないという判断もあり得るものと考えている。

* 行政機関等匿名加工情報の審査基準について

行政機関等匿名加工情報の提案に係る改正法に定められた審査基準の一つとして、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることという基準がある。当該基準における統一的な判断を行い、案件ごとの公平性を担保するため、川崎市情報公開運営審議会での参考基準の策定を検討している。

* 外国企業のクラウドに匿名加工情報が保存されている場合の危険性について

匿名加工情報は、特定の個人を識別できないように加工した情報であり、本人を識別する目的で、復元する方法に関する情報等を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合することは禁止されている。改正法による審査を行った上で匿名加工情報を提供し、提供先の民間企業では民間部門に適用される改正法上の安全管理基準に基づいて管理することとなる。

* 匿名加工情報のオープンデータ化による危険性について

匿名加工情報とは、行政機関等が保有する一定の要件に該当する個人情報の全部又は一部を、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報である。その提供に当たっては、川崎市情報公開運営審議会が策定する参考基準を踏まえ、改正法の基準に照らし統一的に審査するため、個人が特定される危険性はないものと認識している。

* 情報セキュリティ体制の整備について

個人情報が含まれる府内会議資料の誤廃棄という不祥事が本市で発生したことについて、制度所管局として非常に重く受け止めている。情報セキュリティ体制の強化に向けて、年1回実施している内部検査の対象範囲を拡大し、また、各職場における情報資産の管理方法について、従来の事後的な局検査に加え、現場での直接検査を新たに実施するなどの情報セキュリティ対策を講じていく。さらに、情報セキュリティに係る研修会を実施し、職員の知識習得を促していくことで、情報セキュリティ体制をより強化していきたい。

* 総務企画局における情報セキュリティ対策の取組について

服務チェックの実施に際して、各局共通の検査項目に加えて局独自の項目を設けて局特有の課題を抽出し、その対策を講じることで、情報セキュリティの強化に努めている。

《意見》

* 個人情報は市民の財産であり、その保護は市の責務であると考えるため、各局における情報セキュリティ体制の強化に向けて、制度所管局として取組を適切に進めてほしい。

* 改正法は、個人情報保護が個人の尊厳の維持に必要不可欠であるとする規定、本人からの直接取得の原則、要配慮個人情報の保有禁止、目的外利用・外部提供の禁止、審議会への諮問等、現行条例における先進的規定を認めず、地方自治体の条例制定権を軽視するものである。個人情報の利活用を認め、本人の自己情報コントロール権やプライバシー権が侵害される危険性を高める改正法には反対の立場であるため、当該改正法に基づく本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第 168 号 川崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 改正法に反対の立場であるが、審議会は個人情報保護において重要な役割を担うものであると考えるため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 170 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 171 号 川崎市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 本条例は滞納者情報等の重要な個人情報を対象とするものであるにもかかわらず、改正により個人情報保護の重要性を後退させること、また、改正法に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第 180 号 川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第181号 テレワーク用パソコン等の取得について」

《主な質疑・答弁等》

*テレワーク用パソコン等の活用方法について

テレワーク用パソコン等の導入は、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下での業務継続性の向上や、職員のワーク・ライフ・バランスの確保のため、勤務場所に制約されない多様な働き方の推進を目的としており、在宅勤務での活用、出張先等におけるモバイルワークでの活用を想定している。

*利用者からの要望等への対応について

利用者から、窓口職場では在宅勤務に適した業務が少ないと、オンライン会議や電話連絡の手段がないこと、端末の画面が小さいこと等に関する意見が寄せられており、こういった課題があることは認識している。在宅勤務に適した業務の計画的な切り出しや、出張先での活用による業務の効率化、新本庁舎への移転を契機とした公用スマートフォンの導入等により、テレワーク環境をより拡充していきたいと考えている。

*稼働率向上に向けた取組について

令和3年度の稼働率は19.5パーセント、令和4年4月から10月までの平均稼働率は23.9パーセントであり、上昇傾向にある。テレワーク活用事例集の庁内共有や、各局の状況に合わせたテレワーク用パソコン等の効率的な配置により、稼働率の向上に向けて取組を進めていく。

*通信回線使用料について

テレワーク用SIMの回線使用料は、年間約4,046万円である。

*耐用年数を踏まえた端末の更新について

サーバーの賃貸借期間が令和3年度から令和7年度末までとなっていることから、その後の情報技術の動向を注視しながら、テレワーク用パソコン等の効率的な活用を検討していく。

《意見》

*在宅勤務における外部との連絡手段を確保するなど、利用者の意見を踏まえて、テレワークの環境整備を確実に進めてほしい。

*通信回線の契約方法を見直すなど、テレワーク用パソコン等の利用実態に合わせた効率的な運用を行ってほしい。

*稼働率4割という目標を達成できるよう、テレワーク環境の充実に向けた取組を推進してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第182号 当せん金付証票発売の限度額について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第185号 川崎市コンベンションホールの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本施設の稼働率に係る総括及び改善提案について

令和2年度及び令和3年度は、コロナ禍により施設稼働率が落ち込んでおり、令和4年度から改善の傾向が見られるものの、第7波の影響により、ホールの稼働率は今年10月が45パーセント、11月が47パーセント、会議室の稼働率は10月が71パーセント、11月が87パーセントとコロナ禍以前に比べて低い数字となっている。

民間活用事業者選定評価委員会では、委員である学識経験者から稼働率60パーセントという目標を達成するための方法について質問があり、指定管理予定者からは、主にコンベンション会議で利用されているホールを、試験、講習会、オンライン会議、研究発表や産業交流等、従来の利用目的に限定されない形で効率的に運用することで、新たな需要に対応するとの回答があった。

* 使用料の見直しによる影響及び対応について

本施設の使用料について、消費税増税分である2パーセントを利用者に転嫁する場合の影響について意見を聴取したところ、当該事業者が運営する別施設において消費税増税に伴う使用料の値上げを行った際、稼働率が変動しなかったとのことから、本施設についても大きな影響はないものと考えている。

* 会計手続上の事務ミスに係る再発防止策について

会計手続上の事務ミスは、会計帳簿の入力誤りや、各担当者において異なる様式を用いていたこと等が原因であると考えており、事業者からは、誤入力を防止する会計システムの導入やダブルチェック体制の整備、様式の統一化等の事務改善計画書の提出を受け、本市としてもシステムの稼働状況を現地で確認している。

《意見》

* 事業者に対するモニタリングを強化し、会計手続上の事務ミスを防止するとともに、コロナ禍であっても稼働率を向上させられるよう取組を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第186号 かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 入居企業の市内への立地誘導に向けた支援について

中小製造業等の集積の維持及び強化に向けて、大規模事業所の移転情報の定期的な把握、企業の立地ニーズの把握、土地利用の高度化を可能とする制度の運用等、市内の受皿拡大に取り組んでいく。

《意見》

* 本施設の取組が市内経済へ与える波及効果を可視化し、市民に伝わるように取組を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第204号 令和4年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 指定難病対策事業費の補正理由について

医療費の前年度実績を基礎として当初予算を算定しているが、見込みに比して医療費が高額となったことから、不足額を補正するものである。

* 廃棄物処理施設等整備事業費の補正理由について

橋処理センター建築工事の完了予定は令和5年9月末であったところ、半導体の調達に遅れが生じた影響により令和4年度の工事出来高が予定を下回ったことから、出来高払いの契約金額を減額補正するものである。

* 橋処理センター建築工事の遅れによる影響額について

工期延長に伴い、重機のリース料、足場の設置費用、人件費等の経費の増加により、約20億円が必要になると見込まれている。

* 学校の施設開放における電気料金負担の対応について

電気料金の値上げに伴って、学校の施設開放における利用者負担を増加させることは現在検討していないが、今後の価格変動を注視し、対応を検討ていきたいと考えている。

* 商店街の防犯灯に係る電気料金の補助について

商店街の防犯灯に係る電気料金の値上げ分を補助するに当たり、値上げの実態を正確に把握し、補助額を適正に算定することについて、所管局に伝えたいと考えている。国が進めている新たな経済総合対策に基づき、様々な手法を検討していく。

* 区役所等管理運営費における補正を行わない区の対応状況について

区役所等管理運営費は、電気料金の値上げに対応するために増額補正するものであるところ、補正を行わない川崎区、幸区及び中原区は、予算の流用等により対応が可能であることを確認している。

* 川崎市卸売市場事業特別会計への繰出金の算定根拠について

卸売市場事業特別会計への繰出金は、北部市場における電気料金の値上げに対応するために増額補正するものであり、電気料金の前年度実績を基礎として年間の見込額を算定し、不足額を計上した。

* 特別会計への繰出金の適正性について

特別会計において一定の不用額が発生している状況ではあるが、収支が均衡するよう必要最低限の繰り出しを行っている。繰出金を適正な規模にしていくため、特別会計における財務状況を的確に把握して対応ていきたい。

《意見》

* 指定難病対策事業費における次年度の予算編成に向けて、医療費が高額となった今年度の状況を踏まえて、適切に予算立てしてほしい。

* 橋処理センター建築工事の進捗について、適宜議会に報告してほしい。

* 電気事業者によっては電気料金の値上げを検討していると報道されていることから、適時適切な予算措置を行ってほしい。

* 学校の施設開放における利用者負担については、市民生活に影響が出ないよう検

討を進めてほしい。

- * 商店街の街路灯を含めた道路照明灯の電気料金値上げに対する補助について、国の交付金を活用して、市民生活の向上に資するよう取組を推進してほしい。
- * 特別会計への繰出金については、財務状況を正確に把握し、適切に査定を行ってほしい。
- * 生活保護総務費は、マイナンバーを活用したオンライン資格確認の実施に向けたシステム改修のために増額補正されている。情報漏えいの危険性があることから、マイナンバーの活用拡大や制度自体に反対の立場であるが、本補正予算の大部分は、物価高騰や新型コロナウイルスに対応し、市民生活を支えるためのものであるため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第205号 令和4年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 補正額の算定根拠について

北部市場における本年4月から10月までの電気料金を前年度と比較すると、約1.62倍となっており、この値上げに対応するために増額補正するものである。電気料金の前年度実績を基礎として年間の使用見込額を算定し、不足額を計上した。

* 電気供給契約の相手方について

電気供給契約は、北部市場と他の市内20施設の一括契約であり、一般競争入札において株式会社F.P.Sが落札した。

* 北部市場及び南部市場における光熱水費等の未請求に係る調査について

南部市場の水産棟において、専門業者による電気の配線状況についての調査を実施しているところである。施設の老朽化や図面の不存在などにより、実態把握に時間を要しているが、場内事業者の協力を得ながら、事実関係を正確に把握し、調査結果がそろった段階で、議会へ報告したいと考えている。

《意見》

- * 一般会計からの繰出金が多額となっており、また、電気料金の値上げにかかわらず、当初予算における算定が不正確なものであると考えるため、今後適正に予算計上を行ってほしい。
- * 北部市場及び南部市場における光熱水費等の未請求により、公金に損害を与えているという事実を認識した上で、緊張感を持って調査を実施し、年度内に議会へ報告してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決